

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画素案に関する

パブリックコメントへの意見及び本市の考え方について

1. 実施期間

平成27年2月2日(月)～2月27日(金)

2. 実施方法

鳥栖市ホームページ、こども育成課にて事業計画素案を配布

3. 提出意見

○提出者：6人(提出方法：電子メール2、直接持参2、ファックス2)

○意見の件数：14件

4. 意見の内容及び市の考え方

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 1	計画全体に関すること	①子ども・子育て支援法では、第6条で『「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者』としており、計画の対象年齢を18歳までとすること。	①本事業計画の策定にあたっては、国の策定指針と鳥栖市の現状、特性を考慮し、子どもや保護者の状況に応じた、妊娠、出産期から就学前の教育・保育の提供、就学後児童の保育(0歳～11歳)に関する施策、事業内容を記載したものです。 本計画には定めていない12歳以上の児童、青少年育成に関する施策については、市の総合計画をはじめ各種計画に従い実施していきます。
No. 2		②計画にサービスを選ぶ対象を子どもにした計画(子どもを主体者としたサービス)も追記されること。	②現段階では、子ども自身が選択し、成長につながるような方策、施策を掲げることはできませんが、ご意見の趣旨を理解し、今後、子ども・子育て会議、関係機関等の意見を伺いながら検討していきたいと考えます。

意見 番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 3	【第4章3-2 放課後児童健全育成事業】 ・学校施設等を最大限に活用し確保していく	児童数の多い状況が続く中では、学校の空き教室はあてにならない。指導員を確保すると共に今の施設を拡張し（2階建など）、待機児童を無くすようにしてほしい。	学校の余裕教室に加え、特別教室（図工室等）の放課後等の一時的な利用などを積極的に進めるとともに、需要に対応できるよう施設の整備に努めます。
No. 4		学校の教室を利用しているクラスは、室内に台所、トイレの設備がなく支援に必要な整備が整っていない。増築を含めた環境整備を求める。	
No. 5	【第4章3-2 放課後児童健全育成事業】 ・設備運営基準を遵守するとともに、常に基準を向上させるよう努めていく	静養室は是非とも必要。体調の悪い児童はもちろん、障害を持っている児童は、パニックを起こした時、落ち着く場所がないというのはとても耐えがたい。	基準を向上させるよう努めます。 いただいたご意見については、参考にさせていただきます。
No. 6		子どもたちが安全に過ごすために設備の充実を願う。例えば障害児等がパニックを起こした時などに落ち着かせる別部屋を設けてほしい。	
No. 7		国の基準に基づく静養室の設置を優先した検討を求める（体調不良を訴えても部屋の片隅や空いているわずかなスペースを確保し見守っている）	
No. 8		部屋の出入口に関して、国の基準では出入口及び非常口の設置が必要と明記されているが、非常口を設置されていない教室がある。緊急に施設の総点検と改善の実施を求める。	
No. 9		基準では1支援の単位で構成する児童数の制限、児童1人の専用区画面積を定めているが、基準を満足できない事案が発生している。「支援の単位」では、限定的な支援員の増員、「設備の基準」では、受入れ可能人数を予知したスペースの確保について対応を求める	
No. 10	【第4章3-2 放課後児童健全育成事業】 ・放課後子ども教室との一体的、又は連携による事業の実施を目指す	是非とも放課後子ども教室との一体型の実現を望む。なかよし会の子どもたちは、なかよし会利用の子どもたちだけでなく、地域の子どもたちと遊べることを望んでいる。是非、学校の敷地内で地域の子どもたちと一緒に過ごせる時間を設けてほしい。	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体型の事業実施を目指し、取り組みを進めます。

意見 番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 11	<p>【第4章3-2 放課後児童健全育成事業】</p> <p>・放課後子ども教室との一体的、又は連携による事業の実施を目指す</p>	<p>是非とも放課後子ども教室との一体型の実現を望む。なかよし会の子どもたちは、なかよし会利用の子どもたちだけでなく、地域の子どもたちと遊べることを望んでいる。是非、学校の敷地内で地域の子どもたちと一緒に過ごせる時間を設けてほしい。</p>	<p>全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体型の事業実施を目指し、取り組みを進めます。</p>
No. 12	<p>【第4章3-2 放課後児童健全育成事業】</p> <p>・その他</p>	<p>子どもの命、生活の安心、安全を守る仕事をするにあたり、児童数に対する指導員不足は、とても深刻な問題。仕事量が増え負担が増す、責任も増大。大規模校のなかよし会は定員も多く複数クラスがあるため、各クラスの児童と指導員の均一化をはかる事も難しくなる。</p>	<p>指導員不足は、深刻な問題です。</p> <p>「第4章5-1 保育士等の確保等の推進」のとおり指導員確保に努めていきたいと思えます。</p>
No. 13		<p>指導員不足のため待機児童が出るのではないかと懸念している。</p>	
No. 14		<p>学童全体での障害児の支援（支援クラス）、専門の支援員の配置をお願いしたい。学童と幼保小との連携が取れるようになる事を願う</p>	